

## 葛飾区保育所設置認可等事務取扱要綱

令和5年9月29日

5 葛子施第604号

区 長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）、葛飾区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年葛飾区条例第34号。以下「条例」という。）、葛飾区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和5年葛飾区規則第53号。以下「規則」という。）その他法令の定めるもののほか、区内の保育所の設置認可及び認可の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

### (設置経営主体)

第2条 民間保育所の設置経営主体は、財務内容が適正であり、直近の会計期間における当該設置経営主体の全体の財務内容が債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、直近の会計期間において、3年連続して損失を計上していない社会福祉法人その他多様な主体とする。この場合において、当該主体が設立後3年を経過していないときは、「3年連続して」とあるのは、「設立後」と読み替えるものとする。

2 社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置経営主体となる場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付け児発第295号厚生省児童家庭局長通知）第1の3の(3)に定めるところによるものとする。

### (定員)

第3条 保育所の総定員は、20人以上とする。

2 保育所は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例に規定する面積及び規則に規定する職員配置基準を下回らない範囲において、総定員を超えて保育を実施することができる。この場合において、連続する過去の5年間に常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上のときは、総定員の見直しを行うこととする。

3 保育所が葛飾区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和5年葛飾区条例第36号）第3条第2号による保育所型認定こども園の認定を受ける場合にあって

ては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号） 第 3 条第 2 項第 2 号に基づき、前項に定める総定員のほかに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児以外の満 3 歳以上児を入所させることができるものとする。

（建物、設備）

第 4 条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、条例、規則その他関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な考慮を払い、次の各号に掲げる基準を満たした設備とし、適切に運営しなければならない。

(1) 基準設備、面積等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める要件に該当すること。

区分	要件
乳児室又はほふく室	条例第 4 条第 1 項に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を減じた面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	省令第 32 条第 6 号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。この場合において、事務室内への設置も可とする。
屋外遊戯場	省令第 32 条第 6 号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）として確保すること。
調理室及び便所	総定員に見合う面積及び設備を有すること。

(2) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に 2 か所 2 方向設置されていること。

(3) 設置者は、「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙 1）に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建物であること。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は

鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI s 値 0.7 以上かつ、q 値 1.0 以上又はC t u S d 値 0.3 以上、木造の建築物にあつてはI w 値が 1.1 以上であることが確認された建築物であること。

(5) 省令第 32 条の 2 の規定により、満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行う場合は、「保育所における食事の提供について」（平成 22 年 6 月 1 日付け児発 0601 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところによること。

(6) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第 2 の基準を満たしていること。

#### （職員配置基準）

第 5 条 規則第 3 条に規定する保育士の員数は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、同条に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第 1 位（端数が生じたときは、小数点第 2 位以下を切り捨てる。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれか多い方の員数とする。ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）により定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、上記の方法により算出し、いずれか多い方の員数とする。

2 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は、次のとおりとする。

(1) 保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して前項により算定した数以上の数とすること。

(2) 常勤の保育士（次号に規定する者をいう。）のうち法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者又は規則付則第 2 項に規定する者が各組や各グループに 1 人以上（乳児を含む組やグループに係る前項と同様の方法により算定された保育士の数が 2 人以上の場合は、2 人以上）配置されていること。

(3) 常勤の保育士とは、次のアからエまでの全ての要件を満たす者とする。

ア 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1 年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）

イ 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項第 1 号の 3 により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育である者

ウ 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している又は1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務している者

エ 当該保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者

3 保育に直接従事する職員は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とする。ただし、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、規則第3条に規定する職員の一部に短時間勤務の保育士（常勤の保育士以外の保育士をいう。以下同じ。）を充てても差し支えない。

4 前項の場合において、常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数は、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回るものとし、短時間勤務の保育士の常勤の保育士換算値は、以下の計算式によるものとする。

（計算式）

短時間勤務の保育士の1か月の所定労働時間数合計÷就業規則で定めた常勤の保育士の1か月の所定労働時間数＝常勤換算値（小数点以下切捨て）

5 第3項ただし書の適用に当たっては、保育所保育指針による子どもの発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくものとする。

6 規則付則第3項及び第5項に定める葛飾区長（以下「区長」という。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次に掲げる者とする。

(1) 法第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下単に「認証保育所」という。）又は葛飾区（以下「区」という。）が独自に行う保育施設・事業であって区長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。この場合において、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。

(2) 法第6条の3第9項に定める家庭的保育者

(3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修をいう。以下「子育て支援員研修」という。）を修了した者

- 7 規則付則第4項を適用する場合、原則として、幼稚園教諭が行う保育にあつては3歳以上児、小学校教諭が行う保育にあつては5歳以上児を対象とすることとする。
- 8 規則付則第5項の規定は、8時間を超えて開所する日において、第5条第1項において算定した保育士の員数の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて雇用した職員のうち、第6項各号に掲げる者を、その超える数の範囲において適用することができる。
- 9 規則付則第6項に規定する保育士は、常勤であることとする。
- 10 規則付則第3項に規定する区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに規則付則第4項及び第5項により保育士とみなされる者は、保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。
- 11 過去3年以内に、法第46条第3項に基づく改善の勧告又は改善の命令を受けた保育所は、規則付則第3項から第5項までに掲げる特例を適用することができない。
- 12 規則付則第4項又は第5項の規定による特例を適用する設置者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努め、規則付則第3項若しくは第5項の適用を受ける者又は第4項の適用を受ける者であつて保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこととする。
- 13 保育所の施設長及び設置者は、職員配置について、次に掲げる事項に留意することとする。
  - (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。
  - (2) 短時間勤務労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。
  - (3) 法第48条の4第1項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。
- 14 省令第33条第1項の規定により調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによることとする。

（施設長）

第6条 保育所には、施設長を置かなければならない。

2 施設長は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であつて、次の各号のいずれかの要件を具備する者でなければならない。

(1) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設において、次に掲げる職に2年以上従事した者

ア 施設長の職

イ 月 120 時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職

(2) 保育士であって、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月 120 時間以上、同一施設で継続して 1 年以上勤務した経験があること。ただし、幼保連携型認定こども園の場合、支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。

イ 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して 1 年以上勤務した経験があること。

ウ 支援法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者。）として、同一施設で継続して 1 年以上勤務した経験があること。

エ 学校教育法（平成 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して 1 年以上勤務した経験があること。

オ アからエまでに準ずる者であって、区長が適当と認定した者

(3) 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に 2 年以上従事した者で、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了したものに限る。

(4) 前 3 号に掲げる者に準ずる者であって、区長が適当と認定した者（国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）

3 前項に定めるもののほか、夜間保育所（「夜間保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日付け児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）（以下「夜間保育所通知」という。）により設置された保育所をいう。）により設置された保育所）の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であること。

4 施設長は、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ、有給（支援法第 27 条第 1 項に基づき施設型給付に係る施設として区長から確認を受けた民間保育所（以下「給付対象施設」という。）にあつては、委託費から給与支出が行われていること。）の者であること。この場合において、2 以上の施設又は他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていない者は、施設長とすることができない。

（施設長と設置経営主体代表者の兼任）

第 7 条 前条に規定する要件及び次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、当該法人における実施事業が当該保育所のみの場合又は当該保育所が開設した後である場合に限り、施設長と設置経営主体代表者を兼任しても差し支えないものとする。

- (1) 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。
- (2) 他に適当な人材を求めることが困難であること。
- (3) 当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと。(他の団体役員等で、その職務上、当該社会福祉法人の運営に支障がないと認められる場合を除く。)
- (4) 福祉サービス第三者評価を受審すること。

2 前項第1号の要件を具備しているかどうかの判断は、次の基準により行うものとする。この場合において、社会福祉法人以外の設置経営主体については、これに準ずる。

- (1) 理事会構成が次の要件を満たし、適正であること。
  - ア 理事が適格性を備えていること。
  - イ 適正な選任手続きにより選任されていること。
  - ウ 任期が明確であること。
  - エ 欠員がないこと。
- (2) 理事会が次の要件を満たし、適正に運営されていること。
  - ア 要議決事項の審議議決が適正に行われていること。
  - イ 年間5回以上開催されていること。
- (3) 監事の業務執行状況が次の要件を満たし、適正であること。
  - ア 理事の業務執行状況の監査が適正に行われていること。
  - イ 法人の財産状況の監査が適正に行われていること。
- (4) 保育所の運営が次の要件を満たし、適正に運営されていること。
  - ア 独善的、非民主的な運営が行われていないこと。
  - イ 施設長としての職責を十分果たしていること。
  - ウ 意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。
- (5) 今後も引き続き前各号に掲げる要件を満たすことが期待できること。

(夜間保育所の設置)

第8条 夜間保育所の設置認可については、夜間保育所通知及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」(平成12年3月30日付け児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知)によるものとする。

(分園の設置)

第9条 本園及び分園の一体的な運営の確保を前提に、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日付け児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める要件を具備する場合に、分園を設置することができる。

2 分園を設置しようとする場合は、事前（基本計画の段階等）に協議し、第16条に規定する児童福祉施設内容変更届を提出しなければならない。

（衛生管理）

第10条 保育所は、児童の使用する設備、遊具等について、安全かつ衛生的に管理するとともに、医薬品を備えることとする。

2 入所している者の食事を調理又は調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付け雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底することとする。

（その他）

第11条 給付対象施設として区長から確認を受けた民間保育所にあつては、支援法第68条第1項に基づく国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足することとする。

（民間保育所の設置認可の手続）

第12条 民間保育所の認可を受けようとする設置経営主体は、法第35条第4項並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）第37条第2項及び第3項の規定の規定に基づき、申請の手続を行わなければならない。

2 設置経営主体は認可の審査に必要な書類の提出について、区の指示に従うとともに、別に定めるところにより、事前の協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

（計画承認申請）

第13条 民間保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）及び保育所認可申請概要書（計画承認）（第1号様式の2）に、次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出しなければならない。ただし、第1号アからエまでに掲げる書類については、事前協議の際に提出されたものと変更がない場合は提出を省略することができる。

(1) 建物その他の設備に関する次の書類

ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）



- イ 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
- ウ 建物の平面図
- エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
- オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（既存建築物で検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書）。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの文書を提出すること。
  - (ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
  - (イ) 建築基準法第12条第5項の規定に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
  - (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- カ 第4条第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類
- (2) 保育所運営規程（省令第13条第2項に規定する重要事項に関する規定及び省令第14条の3に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
- (3) 設置主体の状況に関する次の書類（社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあつては次のアからケまで及びサに掲げる書類、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社以外の者にあつてはアからシまでに掲げる書類）
  - ア 法人の登記事項証明書
  - イ 定款又は寄附行為の写し（法人の場合に限る。）
  - ウ 印鑑証明書
  - エ 法第35条第5項の基準に関する誓約書（第2号様式）
  - オ 資金計画書
  - カ 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載するものとする。）
  - キ 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）
  - ク 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
  - ケ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画書

- コ 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合に限る。）
- サ 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの）
- シ 納税証明書（別に定める内容のもの）

(4) その他区長が必要と認めるもの

(設置認可申請)

第14条 区の計画承認を受けて民間保育所の設置認可を受けようとする設置経営主体は、法第35条第4項、法施行規則第37条第2項及び第3項並びに葛飾区児童福祉法施行細則（昭和40年葛飾区規則第27号。以下「区法施行細則」という。）第70条の規定により、児童福祉施設設置認可申請書に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに区に提出しなければならない。

(1) 職員に関する次の書類

ア 職員の構成（第3号様式）

イ 基準職員（省令第33条で規定された職員をいう。以下同じ。）の履歴書の写し（嘱託医、嘱託歯科医及び省令第33条第1項ただし書の規定により調理員を置かない保育所の調理員を除く。）

ウ 基準職員の保育士証（規則付則第4項を適用する場合は幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。))の写し

エ 嘱託医免許証の写し

オ 保健師、看護師の免許証の写し（保健師又は看護師を配置する場合に限る。）

カ 基準職員に非常勤の保育士を配置する場合の所定労働時間等の明記された雇用通知書（控）の写し

キ 基準外職員（特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「留意事項通知」という。）別紙2Ⅱ1(2)(ア)ii a及びbに規定された職員をいう。）の履歴書及び保育士証の写し

ク 非常勤保育士（留意事項通知別紙2Ⅱ1(2)(ア)に規定された非常勤の保育士をいう。）の履歴書及び保育士証の写し

- ケ 調理業務委託契約書の写し（調理業務を第三者に委託して給食提供する場合に限る。）又は外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し（外部搬入方式により食事の提供をする場合に限る。）
  - コ 第6条第2項に定める施設長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
  - サ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（第4号様式）（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合に限る。）
  - シ 第5条第6項各号に該当するものであることを証する書類（規則付則第5項を適用する場合に限る。）
- (2) 建物その他の設備に係る次の書類
- ア 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）
  - イ 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
  - ウ 建物の平面図
  - エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
  - オ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（既存建築物で、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書）。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの文書を提出すること。
    - (ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
    - (イ) 建築基準法第12条第5項の規定に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
    - (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
  - カ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、省令第32条8号を満たしていることを証する書類
  - キ 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
  - ク 土地・建物の登記事項証明書（土地・建物が自己所有の場合に限る。）。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、区長が別に定める日までに提出すること。

- ケ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合に限る。）
  - コ 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
  - サ 「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）
  - シ 第4条第4号イに定める建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類
- (3) 保育所の運営方針に関する次の書類
- ア 保育所運営規程（省令第13条第2項に規定する重要事項に関する規定及び省令第14条の3に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
  - イ 就業規則（給与規程等を含む。）
  - ウ 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、省令第13条第2項各号に掲げる重要事項に関する規定及び省令第14条の3に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
  - エ 利用する児童に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し
- (4) 設置主体の状況に関する次の書類（社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあつては次のアからコまで及びシに掲げる書類、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社以外の者にあつてはアからスまでに掲げる書類）
- ア 法人代表者の履歴書
  - イ 法人の登記事項証明書
  - ウ 定款又は寄附行為の写し
  - エ 印鑑証明書
  - オ 法第35条第5項の基準に関する誓約書（第2号様式）
  - カ 資金計画書
  - キ 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載するものとする。）

- ク 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）
- ケ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画書
- サ 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合に限る。）
- シ 預貯金の残高証明書（設置申請書の提出期限の1か月前以降の時点の残高のもの）
- ス 納税証明書（別に定める内容のもの）

(5) 保育所施設概要書（第5号様式）

(6) その他区長が必要と認めるもの

（公私連携型保育所の設置の手続）

第15条 法第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人が、同条第3項に基づく公私連携型保育所の設置の届出を行うときは、区法施行細則第70条第1項に規定する公私連携型保育所設置届に前条に規定する書類を添付して提出することとする。

（内容変更の手続）

第16条 民間保育所（公私連携型保育所を含む。）の建物その他設備の規模、構造、配置及び定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更しようとする設置経営主体は、法施行規則第37条第5項及び第6項、区法施行細則第71条の規定により、児童福祉施設内容変更届に、次に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類を添付し、変更しようとする日の20日前までに区に提出しなければならない。ただし、改築、増築、改修、大規模改修繕及び分園の設置を行う場合は、事前（基本計画の段階等）に協議するものとする。

(1) 名称の変更をする場合 区長が必要と認めるもの

(2) 所在地（住所）表示の変更をする場合 区から発行される住居表示変更の通知書

(3) 設置者の名称の変更をする場合 印鑑証明書（事後提出）

(4) 設置者の代表者の変更をする場合 次に掲げる書類

ア 印鑑証明書又は法人の登記事項証明書（事後提出）

イ 法人代表者の履歴書

ウ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（第4号様式）（変更に伴い施設長との兼任になる場合に限る。）

(5) 設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更をする場合 印鑑証明書又は法人の登記事項証明書（事後提出）

- (6) 土地、建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 建物及び土地の状況（第6号様式）
  - イ 変更前及び変更後の施設の配置図
  - ウ 変更前及び変更後の施設の建物の平面図
  - エ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
  - オ 保育室等を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、省令第32条第8号を満たしていることを証する書類
  - カ 建物の規模構造に変更がある場合は、建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（既存建築物で、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書）。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの文書を提出すること。
    - (ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
    - (イ) 建築基準法第12条第5項の規定に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
    - (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
  - キ 土地及び建物の登記事項証明書（自己所有物件の場合であり、土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。）
  - ク 「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。）
  - ケ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号各厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合に限る。）

- コ 第4条第4号イに規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類
- (7) 定員又は年齢区分の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 職員の構成（第3号様式）（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合は、児童定員の欄に利用定員を記載すること。）
  - イ 保育所施設概要書（第5号様式）（施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊戯場の面積のみ記載すること。）
- (8) 施設長の変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 施設長の履歴書
  - イ 保育所施設概要書（第5号様式）（施設の名称及び該当する項目のみ記載すること。）
  - ウ 第6条に定める施設長要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等）
  - エ 施設長と設置経営主体代表者が兼任する場合の誓約書（第4号様式）（設置経営主体代表者が施設長を兼任する場合に限る。）
- (9) 調理業務に関する変更をする場合 次に掲げる書類
- ア 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合に限る。）
  - イ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合に限る。）
- (10) 分園の設置 次に掲げる書類。ただし、ア及びイは、本園と分園を別に作成し、イは、本園と分園を合わせたものについても作成すること。
- ア 職員の構成（第3号様式）
  - イ 建物及び土地の状況（第6号様式）
  - ウ 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等の周辺環境及び、本園の位置が分かるもの）
  - エ 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
  - オ 建物の平面図
  - カ 保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの）
  - キ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（既存建築物で、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書）。ただし、検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの文書を提出すること。

- (ア) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
- (イ) 建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
- (ウ) 建築基準法適合状況調査報告書等、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書
- ク 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
- ケ 土地及び建物の登記事項証明書（自己所有物件の場合に限る。）。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日の直前の開庁日までに提出すること。
- コ 保育室等を 2 階以上に設置する場合は、一級建築士による、省令第 32 条第 8 号を満たしていることを証する書類
- サ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日付け児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知）により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合に限る。）
- シ 火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 56 条の 2 に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
- ス 「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙 1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）
- セ 第 4 条第 4 号イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類

（保育所の廃止又は休止）

第 17 条 民間保育所を廃止し、又は休止しようとする設置経営主体は、保育所の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、廃止し、又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区と協議を行うものとする。この場合において、休止とは原則として 1 年を超えない期間停止をすることをいい、建物設備について国や都又は区の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区に協議しなければならない。

2 民間保育所を廃止し、又は休止しようとする設置経営主体は、法第 35 条第 12 項及び法施行規則第 38 条第 2 項並びに区法施行細則第 72 条第 1 項の規定により、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書に次に掲げる事項を明らかにする書類を添付し、区長が指定する日までに区に提出しなければならない。



(1) 財産処分の具体的方法を記載した書類

(2) 職員の退職後の状況を記載した書類

(再開)

第18条 保育所の再開については、設置者は、再開をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区と協議を行うものとする。

2 前条の規定により、休止を承認された民間保育所を再開しようとする設置経営主体は、児童福祉施設（保育所）再開承認申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに区に提出しなければならない。

(1) 職員の構成（第3号様式）

(2) その他区長が必要と認める書類

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に認可を受けている施設であって、次に掲げるものについては、その適合しない部分に限り、当該基準は適用しない。この場合において、改修、増築又は大規模修繕を行う場合は速やかに当該基準に適合するよう努め、改築を行う場合は当該基準に適合させること。

(1) 第4条第2号に規定する基準に適合しないもの

(2) 第4条第4号に規定する基準に適合しないもの

3 この要綱の施行の日前において現に施設長である者を施行の日以後に引き続き当該保育所の施設長に置く場合、第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定については、適用しない。